

祖国日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利を

中国残留日本人孤児国家賠償請求事件 大阪訴訟

要 請 書

大阪地方裁判所 第8民事部
裁判長 大鷹一郎 殿
裁判官 奥野寿則 殿
裁判官 岡田慎吾 殿

国が、中国残留日本人孤児を早期に帰国させる義務を怠り、さらに帰国した孤児の自立を支援する義務を怠ったことにより、「祖国日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」を侵害されたとして、全国の残留孤児約1900名が、国の責任を明らかにするよう求めて、全国13の地方裁判所で国家賠償訴訟を提起しています。

貴裁判所において審理された大阪訴訟は、既に審理が終結し、全国で初めての判決となります。

残留孤児が老後の不安を解消し、日本の地に帰ってきたよかったと思える施策を政府に求めていくうえでも、国の責任を明確にする判決がなされることが重要です。

そこで、私たちは、以下のことを要請します。

要 請 事 項

貴裁判所で審理されている大阪訴訟において、残留孤児の受けた被害に対する国の損害賠償責任を明確にする判決をなされるよう要請します。

氏 名	住 所

送付先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-6-8 アクセシブル7階 久保井綜合法律事務所
電話 06-6365-5128
FAX 06-6365-7737

(取り扱い団体) ()

要求得到“在祖国日本的土地上，作为一个日本人的生存权利”

中国残留日本人孤儿国家赔偿诉讼案件

大阪诉讼

请 愿 书

大阪地方法院 第8民事部

法官 大鹰 一郎 先生

法官 奥野 寿则 先生

法官 冈田 慎吾 先生

由于国家懈怠了让中国残留日本人孤儿早期回国的义务；以及懈怠了对回国之后的中国残留日本人孤儿自立生活的支援义务，被国家侵害了“在祖国日本的土地上，作为一个日本人的生存权利”，日本全国的中国残留日本人孤儿约1900名要求明确国家的责任，而在全国13个地方法院提出了国家赔偿诉讼。

在贵院审理的“大阪诉讼”已经结束了审理，会成为全国初次的判决。

为了解决中国残留日本孤儿的老后不安；为了让中国残留日本孤儿感到真正回到了祖国，要求国家制定其政策。明确国家责任的判决是重要的。

因此，我们要求以下事项：

要 求 事 项

要求在被贵院审理的“大阪诉讼”的判决之中，明确国家对在中国残留日本人孤儿受到损害的赔偿责任。